

移管後の運営に係る基本事項について (九条又は吉祥院保育所移管申請用)

- 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日まで在園していた児童が卒園するまでの期間とします。

1 保育所運営・サービスなど	
定員・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前までの6年間を見通した保育を実施すること ・移管対象保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこと
保育内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に沿いながら、現在市営保育所が実施している保育内容（主体として受け止めて、主体としての心を育てることを大切にす保育）を尊重し、保育運営を行うこと ・移管に伴う子どもの動揺に最大限の配慮を行うこと
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市民間保育園障害児受入促進事業及び京都市民間保育園障害児統合保育対策費支給事業を活用し、障害児加配に応じた保育士を配置し、障害児保育を実施すること ・現在入所中の障害児については卒園又は退園までの保育を保障すること
乳児保育	産休明け（生後57日）保育を実施すること
配慮の必要な子どもの受入れ	アレルギーのある子ども、障害児（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子ども、外国人・帰国子女など、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること
休園日	日曜日、祝日及び12月29日～1月3日のみとすること
開所時間	移管対象保育所ごとに、月～土曜日まで以下の開所時間を確保すること <ul style="list-style-type: none"> ・九条保育所 7:00～19:00 ・吉祥院保育所 7:30～18:00
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間は、市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと（参考資料＜参考2＞参照）。 ・やむを得ず新たな費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施すること
年間行事	当分の間は、現在の行事（数、種目、内容等）を維持すること
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談等、地域との交流事業を継承・充実すること
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置）
宗教的行事	当分の間は、宗教的な行事は行なわないこと（クリスマスやひなまつりなど一般的な行事は可）
給食・調理	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき食事の提供を行うこと ・食育計画を策定すること ・自園の調理室において調理した給食を提供すること ・食物アレルギー等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと ・幼児に対する主食（月～土）の提供を行うこと ・土曜日の給食の提供を行うこと
保健・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること ・児童に対しては、現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること（0歳児に対する年12回の健診を実施すること等）
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと

2 職員について	
職員数	本市の基準に基づく保育士等を確保すること
施設長	施設長に専任するものであり、次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上） ・認可保育所での保育経験 12 年以上 ・社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上）
保育士	次の常勤保育士を確保し、移管を受けた園において勤務させること <ul style="list-style-type: none"> ・経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 2 人以上 ・経験 5 年以上の保育士を 1/3 以上
引継ぎ・共同保育	<ul style="list-style-type: none"> ・市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること ・引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して当該保育所に従事すること ・移管前に各保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用する等当該職員が引き続き同園において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めること ・移行期間としての共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じること
その他	職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと
3 第三者評価の受審	
第三者評価の受審	移管後、3 年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること
4 三者協議会	
三者協議会の設置	・当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整すること
5 法人について	
運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること ・本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること
6 その他	
内容の変更	移管日の前日に在籍していた児童が卒園した後であっても、内容の変更に当たっては、保護者の理解を得るよう努めること
基本事項に違反した場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市からの損害賠償請求に応じること ・移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反が認められた場合は、移管を解除し、本市又は他の法人等が当該保育園の運営を行うので、移管解除に必要な準備期間中は入所者の保育を保障すること
保護者要望	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や保護者会の要望に誠実に対応すること ・保護者の不安に最大限配慮すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在法人が運営する既設の保育園を廃止又は大幅縮小しないこと ・移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと ・建物を譲渡又は担保に供さないこと ・建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること